弁護士講師の派遣 ミニ学習会、講演会など企画段階から相談に応じます。 講師への交通費・謝礼は当会が負担します。	介護保障問題に取り組む弁護士が講師を務め、支給量に関する判例の動向や分析などの情報を提供し、助言します。対象は、地元弁護士、当事者、支援者などご要望に応じますが、地元弁護士の参加が条件です。（ただし、地域的な重複・偏りがある場合は派遣できないことがあります）
無料相談 「在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。　交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？　どこから手を着ければよいのか分かりません。」このようなお悩みをお持ちの方に、介護保障問題に詳しいスタッフ（弁護士ではありません。）が無料でフリーダイヤルにてご相談に乗ります。	在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。 交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？ どこから手を着ければ分かりません。詳しいスタッフが無料でフリーダイヤルでお伺いします。
申請代理業務	弁護士が代理して支給申請や変更申請を行います。肝心なのは支給量を獲得できるような説得力のある申請書と資料を作成することです。（当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。）
不服審査代理業務	決定された支給量が不十分であったり、変更申請が却下されたりした場合、弁護士が代理して都道府県知事に対する不服審査請求を行います。（当会の弁護士のいない地域では地元弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。）